

22飯経商収第224号
平成23年 5月10日

福岡県知事 小川 洋 様

飯塚市長 齊藤 守史

採石法第33条の6の規定に基づく意見書（回答）

採取場名 飯塚・明星寺地区

平成23年3月22日付22工第71号—45で依頼のありました岩石採取に係る意見聴取について、福岡県において意見を聴取される項目は、1. 岩石採取場の区域と関連法令による指定（規制）区域との関係、2. 岩石採取場周辺の状況、3. 廃土廃石のたい積場周辺の状況、4. 採石計画における災害防止の方法及び施設、5. 市町村行財政的な見地からみた当該採石業、6. 許可に係る処分に必要な参考意見の6項目及び総括となっています。

この6項目に対する意見は、採石法の規定範囲における意見であり、関係法令の遵守が前提となっています。このため、採石事業の健全な発展を行なうため、関係法令を遵守するとともに、地域住民の福祉の増進を図るため、事業者は、住民の理解及び事業実施に必要な措置を講じる必要があります。

しかしながら、当該地域における今回の申請においては、地域住民の同意を得ることが出来ておらず、地元住民に不安を生じさせております。

本市においては、平成22年9月30日市議会において、明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議がなされ、同年11月24日には、飯塚市より福岡県に対し、より一層の監視・指導を強化し、違法行為に対し、厳正な対応を求める要望書を提出しています。また、同年12月21日には飯塚市議会からも福岡県に対し、明星寺地区の採石に反対する意見書が提出されています。

今回の申請に関連する本市自然環境保全条例の規定に基づく地元説

明会については、地元住民の不安感が解消されていないことから説明会が開催出来ていない状況です。

福岡県においては、これまでの経緯を十分ご理解いただき、地域住民の福祉の増進、不安を解消させる方策を講じられますよう、採石法第33条の14の規定も踏まえ、強く要請いたします。

なお、当該地域において、今後違法行為が行われた場合は、当該地域に立入検査、指導等を行い、本市及び地域住民に対して情報提供を行なうなど、地域住民の福祉の増進が図られるよう厳粛な監視・指導の強化と厳正な対応を併せてお願い申し上げます。